

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
土地改良区の成立

◇告示 土地改良事業の認可

指定医療機関の変更

土地の公用廃止

基本測量の終了

建設業者登録まつ消

土地の配分計画

乳牛の肝てつ検査及び駆除並びに結核病、ブルセラ病検査の実施

◇公安告示 聴聞会の期日変更

◇公告 昭和三十三年度行政書士試験の実施

◇正誤 昭和三十三年十月一日鳥取県告示第四百六十八号中訂正

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「百五十三狩猟登録票再交付手数料二百円」を「百五十三狩猟免状交付手数料三百円」に改め、百八十一の次に次の三を加える。

百八十二 職業訓練指導員免許手数料 三百円

百八十三 職業訓練指導員免許証再交付手数料 百五十円

百八十四 職業訓練指導員試験手数料

学科試験を行う場合 五百円

実技試験を行う場合 別表二のとおり

00853

- 一 地目その他 農道敷
- 一 面 積 二坪八合二勺
- (関係図面は土木部管理課に保管)
- 一 作業地域 鳥取市、倉吉市、岩美郡、岩美町、福部村、国府町、津ノ井村、八頭郡、郡家町、若桜町、船岡町、河原町、用瀬町、東伯郡、羽合町、北条町、東郷町、三朝町

鳥取県告示第四百七十九号
次のとおり基本測量を終了した旨、建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十三年十月十日
鳥取県知事 遠藤 茂

二 終了日 昭和三十三年九月九日

鳥取県告示第四百八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年十月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 まつ消年月日
鳥取県知事登録 昭三三、九、一三 巽管工業所 米子市尾高町八五 門脇甲子朗 昭三三、九、一二
(に)第三五一号

00854

鳥取県告示第四百八十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定により作成された土地配分計画は、次のとおりである。

昭和三十三年十月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

| 区分 | 地区名 | 所在地 | | | 函 | 体 | | 備考 |
|----|-----|-----|----|----|---|-------|--------|----|
| | | 郡 | 町村 | 大字 | | 予定売渡数 | 予定売渡数量 | |

立木 生山 日野 伯南 佐木谷生山 一口 一、五、六、三三
樹種栗、雑（入植十六戸）
住宅用材 一、七、七、三三 薪炭材 一、三、七、四、八〇

鳥取県告示第四百八十二号

次のように乳牛の肝てつ、の検査及び駆除並びに結核病、ブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年十月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ、の予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月及び

分娩後十日以内のものを除く。
肝てつ、検査……牛。ただし、生後四箇月及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応検査及び試験管

法検査

肝てつ、検査……皮内注射反応、虫卵検査法

肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

乳牛の結核病、ブルセラ病の検査

| 検査期日 | 検査区域 | 検査場所 |
|-------|---------|-------|
| 十月十三日 | 気高郡青谷町 | 楠根検査場 |
| 十月十六日 | 勝部、中郷地区 | 川積 |
| 十月十四日 | 日置、青谷地区 | 山根 |
| 十月十七日 | 山根 | 青谷 |

十五日 十八日 日置谷地区 奥崎

二十日 二十三日 鹿野町、気高町 小鷲河、逢坂地区 山宮

二十一日 二十四日 鹿野、勝谷地区 鹿野、宮方

二十二日 二十五日 宝木地区 奥沢見

二十七日 三十日 瑞穂、浜村地区 坂本、濱村家畜保、衛生所

乳牛の肝てつ、の検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

十月十六日 気高郡青谷町勝部、中郷地区 楠根検査場

十七日 日置、青谷地区 山根

十八日 日置谷地区 奥崎

二十三日 鹿野町、気高町 小鷲河、逢坂地区 鷲峯、山宮

二十四日 鹿野町鹿野、勝谷地区 鹿野、宮方

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

昭和三十三年十月鳥取県公安委員会告示第九号（公開による聴聞会の開催）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十月十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

二 聴聞期日中「昭和三十三年十月二十三日」を「昭和三十三年十月二十九日」に改める。

公告

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の規定により、昭和三十三年度行政書士試験を次の要領により実

施する。

昭和三十三年十月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 試験の期日及び場所

1 試験期日 昭和三十三年十月二十四日

2 試験場所 鳥取市東町 鳥取県庁

二 試験科目及び方法

次の科目について筆記試験を行う。（1、2については、択一式又は短答式による。）

1 行政書士の業務に関し必要な法令

2 一般常識

3 作文

三 受験資格

次の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、その他同法第五十六条第一項に規定する者。

- 2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者
- 3 行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）第一条第二項の規定に基き前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

四 欠格事由

- 左の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。
- 1 未成年者
 - 2 禁治産者又は準禁治産者
 - 3 禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの
 - 4 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 行政書士法第十四条第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

者 出願期間

昭和三十三年十月十日から昭和三十三年十月十九日まで

六 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札型のもの。）を添えて、鳥取市東町鳥取県総務部地方課あて提出すること。
- 2 受験願書を提出するときは、受験手数料五百円を鳥取県収入証紙をもつて納付すること。

七 その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会されたいこと。（なお、照会は十円切手同封又は往復葉書によつてすること。）

別紙様式

行政書士試験受験願書

本 籍

現住所

氏 名（ふりがな）

生 年 月 日

私は、行政書士試験を受験いたしたので、別紙履歴書、写真及び受験資格を有することを証する書面を添えてお願ひします。

昭和 年 月 日

氏名印

鳥取県知事 遠藤 茂 殿

正 誤

昭和三十三年十月一日鳥取県告示第四百六十八号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

6 三四五円 三五円